

# 欧洲経済領域内の方の個人データの取扱いについて

本学は、欧洲経済領域（以下「EEA」といいます。）内にいるすべての方の個人データを取り扱うときは、上記のプライバシーポリシーを遵守することに加え、EU一般データ保護規則（以下「GDPR」といいます。）の規定に基づいて対応します。

（GDPRのリンクを貼る）GDPRについてはこちらをご覧ください。

## 1. 越境移転について

本学では、業務の必要上、EEA内で保有する個人データを日本へ移転して取り扱う場合があります。

この場合、対象となる個人データは、日本国内の法令等及び学内規程等に基づいて本学が適切に保護しますが、この保護措置は、GDPR第46条に定められた要件を満たすものではありません。また、日本は、GDPR第45条に基づき、欧洲委員会から十分なデータ保護の水準を確保した第三国である旨の決定を受けた地域ではなく、本学の取扱いの一部は、GDPRの定める水準に満たない場合があります。

本学では、本学へ個人データの提供を受けるにあたって、これらのことと十分に理解いただき、個人データを移転する際にはリスクが生じるおそれのあることについて、あらかじめご同意いただくこととしています。

なお、ご同意いただかないとしても、同意しないことによって特段の不利益は生じません。この場合、本学では個人データを必要としない範囲で適切なサービス提供に努めますが、ご同意いただけない内容に応じて、対象となる個人データの利用が必須となるサービス（例：本学への入学、証明書の発行、旅費・謝金等のお支払等）は提供できないことがあります。

（リンク貼る）日本の法令等についてはこちらをご覧ください。

## 2. EEA内の拠点における取扱いについて

EEA内にいる本学の学生、職員をはじめとした本学に関係するすべての方は、GDPRにおいてデータ主体（“the data subjects”）に認められている以下の権利を有しています。

### 同意を撤回する権利

データ主体の方は、GDPR第7条第3項の規定に基づき、いつでも、本学の個人データの取扱いに関して行われた同意を撤回する権利を有します。本学では、これにより同意の撤回を求められた場合は、遅滞なくこれに応じます。ただし、同意を撤回した場合でも、同意を与えてからそれを撤回するまでの間に、本学が同意に基づいて行った個人データの取扱いの合法性には影響を与えない点はご留意願います。

## アクセスの権利

データ主体の方は、GDPR第15条の規定に基づき、本学が自己に関係する個人データを使ってどのような業務を行っているかを知る権利、個人データが適正に保有されているかを確認する権利、保有されている個人データの写しを受け取る権利を、それぞれ有しています。

## 訂正の権利

データ主体の方は、本学の保有する個人データのどこかに誤りがあると思うときは、GDPR第16条の規定に基づき、これを訂正するよう求める権利を有しています。本学では、この求めを受けて、誤りがある場合にはこれを訂正します。

## 消去の権利(忘れられる権利)

データ主体の方は、GDPR第17条の規定に基づき、本学が保有する個人データについて削除・消去するよう求める権利を有しています。本学では、この求めを受けて、GDPR第17条に規定されている基準を勘案し、適切に対応します。

## 取扱いの制限の権利

データ主体の方は、本学の個人データの取扱いについて異論があり、これがGDPR第18条に規定されている基準にあてはまるときには、本学の個人データの取扱いを停止するよう求める権利を有します。

## データポータビリティの権利

データ主体の方は、GDPR第20条の規定に基づき、個人データを別の管理者に移行することができるよう、本学に電子媒体によるコピーを提供するよう求める権利を有します。この権利は、データ主体の方が大学に提出した個人データと、データ主体の方が本学のサービスを利用する中で本学が知り得た個人データに適用されます。また、もし技術的に実行可能であれば、本学から別の管理者に直接個人データを移行することもできます。

## 異議を述べる権利

データ主体の方は、GDPR第21条の規定に基づき、本学の個人データの処理について、正当な利益や法的な義務に基づく場合や、ダイレクトマーケティングを目的とした場合、又は「科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的」に基づく場合に、異議を述べる権利を有しています。

## プロファイリングを含む個人に対する自動化された意思決定

データ主体の方は、本学がコンピュータ処理などの完全に自動化された手段によってデータ主体の方に関する決定を行う場合、GDPR第22条の規定に基づき、この決定に対して異議を申し立てる権利を有します。本学は、データ主体の方が考え方を表明する機会を保障し、本学の職員が決定についての再検討とその説明を行います。